

2013年度 国民健康保険に関する調査 まとめ

2014年1月18日

北海道社会保障推進協議会 事務局

今年度も、道内の自治体（保険者）を対象に「国民健康保険に関する調査」を行いました。12月末までに回答があった自治体の特徴をまとめました。

回答があった保険者数 23市 55町村 1広域連合 （市部－全体の65.7%）

I. 保険料・税について（2013年度）

市町村国保の保険料・税は、医療分と後期高齢支援分、介護保険分があります。それぞれの特徴をまとめます。

1. 医療分

医療給付分の保険料・税を、世帯当たりで見ると、最高額と最小額では2～5倍の差で地域差があります。

また、一人当たりで、最高額と最小額で2～3倍の差があります。

最高限度額は、ほとんどが51万円です。

		市部	町村部
世帯当たり保険料	最高額	142,260円	326,985円
	最小額	72,148円	69,902円
	前年度比較	増8 / 減15	増19 / 減34
一人当たり保険料	最高額	78,765円	125,739円
	最小額	47,102円	42,019円
	前年度比較	増12 / 減11	増26 / 減26
最高限度額	最高額	510,000円	510,000円
	最小額	500,000円	470,000円

2. 後期高齢支援分

後期高齢者制度支援分の保険料・税を、世帯当たりで見ると、最高額と最小額では2～4倍の差で地域差があります。

また、一人当たりで、最高額と最小額で2～3倍の差があります。

最高限度額は、多くが14万円です。

		市部	町村部
世帯当たり保険料	最高額	40,225円	81,973円
	最小額	18,141円	20,487円
	前年度比較	増15 / 減8	増21 / 減32
一人当たり保険料	最高額	23,699円	31,522円
	最小額	11,286円	12,146円
	前年度比較	増17 / 減6	増23 / 減28
最高限度額	最高額	140,000円	140,000円
	最小額	130,000円	130,000円

3. 介護分

介護保険分の保険料・税を、世帯当たりで見ると、最高額と最小額では3～5倍の差で大きな地域差があります。

また、一人当たりで、最高額と最小額で4～8倍の差があります。

最高限度額は、12万円がほとんどです。

		市部	町村部
世帯当たり保険料	最高額	43,071円	53,305円
	最小額	8,296円	14,688円
	前年度比較	増17 / 減6	増26 / 減27
一人当たり保険料	最高額	32,893円	37,494円
	最小額	4,951円	10,831円
	前年度比較	増19 / 減4	増25 / 減28
最高限度額	最高額	120,000円	120,000円
	最小額	100,000円	100,000円

4. 収入・家族構成など条件設定による保険料の比較

各保険者の保険料・税の格差はありますが、実際の加入世帯の収入や家族構成を設定して比較してみました。

① 40代夫婦子2人の4人家族、年収300万円の収入の世帯（固定資産年5万円）

最高額は62万円で、年収の20%の保険料・税の負担となります。一方、最小額では、23万円で年収の7%台の保険者もあります。

	市部	町村部
最高額 ()収入比	471,840円 (15.73%)	620,097円 (20.07%)
最小額 ()収入比	327,500円 (10.92%)	226,090円 (7.54%)

② 60歳から64歳の高齢者夫婦、年金収入200万円の収入の世帯（固定資産年5万円）

最高額は38万円で、年収の19%の保険料・税の負担となります。一方、最小額では、4万円で年収の2%の保険者もあります。

	市部	町村部
最高額 ()収入比	266,340円 (13.32%)	378,997円 (18.95%)
最小額 ()収入比	132,800円 (6.64%)	39,480円 (1.97%)

③ 65歳から75歳未満の単身高齢者、年金収入200万円の収入の世帯（固定資産年5万円）

最高額は32万円で、年収の16%の保険料・税の負担となります。一方、最小額では、4万円で年収の約2%の保険者もあります。

	市部	町村部
最高額	130,550円 (6.63%)	320,195円 (16.01%)
最小額	89,400円 (4.47%)	38,000円 (1.90%)

II. 国保加入世帯の特徴

1. 国保加入世帯の割合

国保加入世帯は、全ての保険者が、全世帯比が3割以上で、約半数の自治体もあります。

対全世帯割合	市部	町村部
最高比率	38.18%	52.27%
最低比率	30.74%	30.33%

2. 国保滞納世帯の割合

国保滞納世帯を、国保加入世帯の比率で見ると、最高で24%、4世帯に1世帯が滞納している自治体もあります。

その一方で、滞納世帯がほとんどいない自治体もあります。

保険料が低く抑えている自治体とともに、滞納処分をはじめ徴収強化も要因になっていると思われます。

対国保世帯割合	市部	町村部
最高比率	24.14%	24.06%
20%以上	4/23	3/55
10%以上	18/23	15/55
最低比率	5.39%	0.00%

3. 国保加入世帯の収入（所得）

国保は、低所得者が多く加入しています。そのため、年収（所得）で見ると、年100万円未満で9割の自治体、200万円未満が100%という自治体があります。

世帯割合（最高）	市部	町村部
0～100万円	88.84%	70.58%
0～200万円	96.72%	100.00%

Ⅲ. 保険証について

1. 正規証

①発行方法

保険証の発行については、市部ではほとんどが郵送ですが、町村部では、窓口交付も約半数あります。

正規証発行方法	市部	町村部
郵送	23(100%)	33(60.0%)
窓口（複数有）	2(8.7%)	25(45.5%)

②保険証の留め置き

窓口交付の場合、保険証を留め置く場合があります。市部では1,898件、町村部では約400件のところもあります。

長期間留め置くと、加入者にとっては、事実上無保険状態にあり危険もあります。また、子については、厚労省通知で少なくとも6ヵ月以上の有効期間の保険証を届けることになっています。

留め置き	市部	町村部
最高数	1,898	385
子もいる保険者数	なし	7

2. 資格証明書

①発行状況

資格証明書は、市部ではほとんど発行していますが、町村部では、半数が発行していません。

発行状況	市部	町村部
発行保険者数	20/23	25/55
保険者発行最高数 （国保世帯比）	9,739 (3.2%)	77 (1.63%)

②資格証明書発行世帯の子の保険証について

資格証明書発行世帯でも、18歳未満の子には、6ヵ月以上の保険証を発行することになっています。

中には3ヵ月の短期証を発行していると回答した町村もあり、改善が必要です。

子の場合	市部	町村部
実際にいる保険者数	11/23	10/55
正規証発行保険者	4/12	1/10
短期証発行保険者	8/12	9/10
短期証有効期間	6ヵ月	3,6ヵ月

③資格証明書発行の除外について

●納付意志のある場合/分納している場合/医療費が払えない場合

資格証明書については、「悪質な滞納者」でなければ発行しないこと、医療費の支払いが困難な場合は、（短期）保険証を発行することになっています。しかし、実際に、（短期）保険証を発行していない保険者もあります。改善が必要です。

保険証発行基準	市部	町村部
納付意志ある場合	12/23	34/55
分納している場合	17/23	42/55
医療費払えない	18+2/23	37/55

3. 短期証

① 発行状況・有効期限

滞納者に対して、短期証を発行する保険者もあります。国保世帯比で15%の被保険者に発行している町村もあります。

また、有効期間が短期間（1ヵ月をはじめ4ヵ月以下）の保険証を発行している保険者も多くあります。

発行状況	市部	町村部
保険者発行最高数 (国保世帯比)	25,723 (8.52%)	523 (15.39%)
世帯比率5%以上	13/23	8/55
1～4ヵ月発行	13/23	39/55

②発行方法・窓口交付の場合で窓口に訪れない場合

短期証の発行方法は多くが窓口交付です。多くの保険者で窓口に来た滞納者に滞納の請求、納付相談をしています。

窓口で発行する保険者で、一定の期間後に郵送などで交付する保険者もありますが、そのまま保管している場合もあり、事実上無保険の状態になる危険があります。

発行方法	市部	町村部
窓口発行	19	49
①窓口発行のみ	4/19	28/49
②一定期間後郵送等	13/19	14/49
③その他	3/19	4/49

Ⅲ. 滞納者について

1. 生活保護世帯の過去の滞納保険料・税について

生活保護を利用する世帯が、過去に滞納した国保料・税を請求するケースが問題になっています。本来、生活保護世帯は、最低限の生活を保障する保護費で生活することとなり、税金などの支払いを求めないことになっています。

滞納保険料	市部	町村部
徴収しない/する	20/0	33/13
①支払猶予	13/20	19/33
②減免	9/20	9/33

2. 財産処分について

① 財産調査

滞納世帯に対する財産処分が増えてきています。はじめに行う財産調査も市部ではほとんど、町村でも6割が行っています。中には滞納額が1円の場合でも行う保険者があります。

財産調査	市部	町村部
実績ある保険者数	18/23	35/55
1円でも滞納あれば	5/18	18/55

②差押え（換価）

財産調査後、差押えを行い、その上で、実施に換価しています。差押えは市部では100%、町村部でも約9割で行っています。実際にはすべてが換価されているわけではありません。

差押え	市部	町村部
実施/無実施	22/0	41/1
差押最高件数	3,129	276
換価最高件数	2,825	192

③滞納処分の停止

滞納処分を行う場合、いくつかの条件があります。差押えによって生活や営業が脅かされてはいけません。そのため財産調査を行い、処分の停止することができます。多くの保険者で行っています。この制度も利用しましょう。

3. 滞納整理機構について

滞納保険料を徴収するために、滞納整理機構に加入する保険者が町村部で生まれています。町村部では件数の大小はありますが、請求して、回収実績も生まれています。

滞納整理機構	市部	町村部
加入/加入無	1/22	26/28
実績ある保険者	1	24

4. 行政サービス制限条例

さらに、滞納者に対して、住民が利用する自治体の制度を制限する条例を設けている保険者もあります。実際4つの市町村で制限実績があります。

行政サービス条例	市部	町村部
有 / 無	5/17	14/41
実績ある保険者	1	3

IV. 減免制度について

1. 保険料・税の減免

保険料・税の保険者の独自減免が国保法で保険者の判断に行うことができることになっています。多く保険者で、減免制度があり、市部では約7割、町村部でも3割で実績があります。

保険料・税減免	市部	町村部
有 / 無	23/ 0	52/ 2
免除 実績保険者	15	13
減額 実績保険者	18	10

2. 一部負担減免について

窓口での一部負担金の保険者による独自減免制度も国保法で、保険者の判断に行えることになっています。

国は保険者が一定条件のもとで行った場合一部を補助する制度を設けたこともあり、多くの保険者で規定を作りました。しかし、実績のある保険者は少数です。

国の補助対象が前年度からの収入減を条件にしていることもあり、多くの保険者が、もともと低所得者が減免の対象になっていません。

一部負担金減免	市部	町村部
有 / 無	23/ 0	48/ 7
減免 実績保険者	8	5
低所得も対象	1	4
上記の実績	0	0

V. 国保財政について

① 定外繰り入れについて

国保財政を見ると、多くの自治体で、一般会計から、法律で定められた以外に繰り入れをしています。高すぎる保険料を何とか抑えようと努力しています。単純に、国保世帯数で除すると、1万円以上の保険者が、町村部で多く、中には一人当たりで10万円のところもあります。

法定外繰入	市部	町村部
有 / 無	17/ 6	37/17
繰入額/世帯数		
1万円以上保険者	9	31
最高額	77,553円	100,676円

②基金の保有額について

国保財政を見ると、基金を保有している保険者もあります。もともと、保険料を多めに設定したため、払いすぎたことも要因の一つです。中には、高すぎる保険料を軽減する財源にすることが可能なところもあります。

基金保有	市部	町村部
有 / 無	13/ 8	43/12